

**Q 浜田市のふるさと寄附の返礼品として登録したい。**

A 「浜田市ふるさと寄附に係る特産品等提案募集要項（以下「募集要項」と記載）」の「1 応募資格」及び「2 提案を募集する特産品等」の要件を全て満たしていることが必要です。

※「1 応募資格(2)浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 2 条第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。」は、市税に滞納が無いことが含まれています。

※「募集要項」及び提出に必要な様式等を【浜田市ふるさと納税サポート室】及び【浜田市ふるさと寄附推進室】に用意していますので、お問い合わせください。

**【浜田市ふるさと納税サポート室】**

シフトプラス株式会社 佐賀営業所

〒847-8555 佐賀県唐津市鏡北牟田 4337-1

電話：050-5530-0271 FAX：050-3730-7976

メールアドレス：support@hamada.furusato-lg.jp

＜受付日時＞平日 9:00～18:00（土日祝休業）

**【浜田市 産業経済部 ふるさと寄附推進室】**

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

電話：0855-25-9025 FAX：0855-22-8890

メールアドレス：furusatokifu@city.hamada.lg.jp

＜受付日時＞平日 8:30～17:15（土日祝閉庁）

**Q 返礼品の新規提案に必要なものは何がありますか？**

A 次の書類等をご準備いただき、全てデータでのご提出となります。

① 新規提案書

② 返礼品の画像

※返礼品写真、荷姿写真（画像からの訴求効果が最も高いため、お品・作業風景・梱包の様子・レシピなど、なるべく多くの画像提供をお願いいたします。）

※画像データ（横長写真）JPEG 形式・1MB 以上（なるべく大きいサイズをご準備ください）

※ふるさとチョイスは 8 枚、楽天ふるさと納税は 10 枚以上の掲載が可能です。

③ 原材料を確認するための食品表示ラベル（加工品の場合）

※シール、コピーまたは画像データにてご提供をお願いします。

**Q 浜田市のふるさと寄附の特産品提案書等はどこへ提出したらいいですか？**

A 【浜田市ふるさと納税サポート室】へ提出してください。

※【浜田市ふるさと納税サポート室】では、提出内容に不備等がないか、形式審査を行います。【浜田市ふるさと納税サポート室】を通じて浜田市ふるさと寄附推進室へ提出のあった提案書類を基に、市が設置する浜田市ふるさと寄附特産品等選定委員会において、寄附者に対するお礼の品として贈呈する市の特産品等として適しているか審査し決定します。

**Q 浜田市ふるさと寄附のポイント制とは？**

A 当市のふるさと寄附は、寄附額に応じてポイントが付与され、いつでも返礼品と交換出来る「ポイント制」を採用しています。

※1,000 円以上のご寄附に対し 1,000 円ごとに 1pt が付与されます。

※ポイントの有効期限は、現在、設定していません。

### Q 返礼品の金額の範囲は？

A 返礼品の金額（本体価格、梱包代等、消費税を含む）割合を 3 割以内とする規定があります。（「募集要項」2 提案を募集する特産品等(6)のとおり。）

浜田市では、1,000 円（1 ポイント）のご寄附から、返礼品を提案することが可能です。

|                                                                            |   |           |   |                |
|----------------------------------------------------------------------------|---|-----------|---|----------------|
| ①本体価格（税込み）                                                                 | + | ②梱包料（税込み） | = | ③合計金額<br>(①+②) |
| <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"><u>※寄附金の3割以内</u></div> |   |           |   |                |

③合計金額 = 1,000 円以上のお品を返礼品として提案が可能です。

※ポータルサイト「さとふる」への掲載を希望される場合は、「さとふる」と事業者様が、直接、契約を締結する必要があります。

### Q 返礼品の提案は毎年必要ですか？

A 提案した返礼品は、認定された後に、内容に変更が無い場合は、認定以降に提案書を提出する必要はありません。ただし、継続を確認するための「継続届」は、毎年 1 月末日までに提出が必要です。（「募集要項」6 応募受付期間のとおり。）

※提案書内の PR 文言の修正等、軽微な修正は、再提出の必要は無く、メール等での依頼修正が可能です。

### Q 提案の再提出が必要な場合はどんな時ですか？

A 次のいずれかに該当する場合は、再度提出が必要です。

(1)寄附金額（ポイント）が変更になる。

(2)返礼品の内容量が変更になる。

※(1)の場合は、返礼品の番号は変わりません。

※(2)の場合は、返礼品番号が変わります。

**Q 内容量の変更に伴う返礼品の番号が変わる場合は、お気に入り登録やレビューが失われますか？**

A 返礼品番号が変更になっても、各ポータルサイトのページは既存ページを修正してそのまま使用しますので、お気に入り登録やレビューは引き継がれます。

**Q 継続届を提出する時に、寄附金額（ポイント）及び返礼品の内容は変わらないが、本体価格（税込み）が変更になる場合は？**

A 継続届の様式「(4)商品代金」の「変更後」及び「変更前」に記入して提出してください。

※返礼品の番号は変わりません。

※年度途中に変更が発生する場合は、浜田市ふるさと寄附推進室へご連絡ください。

問い合わせ先

- 寄附申込み、ワンストップ申請、特産品及び配送について

**【浜田市ふるさと納税サポート室】**

シフトプラス株式会社 佐賀営業所

〒847-8555 佐賀県唐津市鏡北牟田 4337-1

電話：050-5530-0271 FAX：050-3730-7976

メールアドレス：support@hamada.furusato-lg.jp

＜受付日時＞平日 9:00～18:00（土日祝休業）

- ふるさと納税の使い道について

**【浜田市 産業経済部 ふるさと寄附推進室】**

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

電話：0855-25-9025 FAX：0855-22-8890

メールアドレス：furusatokifu@city.hamada.lg.jp

＜受付日時＞平日 8:30～17:15（土日祝閉庁）